

令和7年4月27日執行

塩谷町議会議員選挙

指定病院等における 不在者投票の手引き

注意事項

- 投票事務にあたっては、選挙人の投票の秘密を確保し、地位を利用した利害誘導がないよう留意願います。
- 投票用紙等は、受領してから不在者投票後に送致・送付するまでの間、金庫等必ず鍵のかかるものを利用して厳重に保管してください。

塩谷町選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、令和7年4月27日に行われる塩谷町議会議員選挙における、指定病院（介護老人保健施設を含む。）、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、指定保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所（以下「指定病院等」という。）に入院加療中の者、入所中の者等で、今回の塩谷町議会議員選挙の選挙権を有する者（以下「選挙人」という。）が指定病院等において行う不在者投票の方法及び当該不在者投票に関し指定病院等において処理していただく事務について記述したものです。

御不明な点については、塩谷町選挙管理委員会にお問合せいただき、適切に事務を取り扱われますようお願いいたします。

（連絡先・送付先）

〒329-2292

栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生955番地3

（塩谷町役場 総務課内）

塩谷町選挙管理委員会

電話 0287-45-1111

Fax 0287-41-1014

目次

第1	指定病院等における不在者投票の概要	1
1	一般的事項	1
2	不在者投票に関する事項	1
(1)	指定病院等で不在者投票ができる者	1
(2)	不在者投票のできる期間等	2
(3)	投票用紙等	2
第2	不在者投票管理者の職務等	2
1	不在者投票管理者とは	2
2	不在者投票管理者の主たる事務	3
3	不在者投票管理者の留意すべき事項	3
4	指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者	3
第3	指定病院等における不在者投票事務の流れ	4
第4	指定病院等における不在者投票の方法等	6
1	選挙人に対する周知	6
2	投票用紙等の請求	6
3	投票記載場所の設備	9
4	不在者投票	9
5	投票の送付	14
6	汚破損及び残余の投票用紙等の処理	14
第5	その他	14
1	選挙公報等の送付	14
2	経費の請求	14
	別記様式〔報告書（兼請求書）〕	15
	別記様式〔報告書（兼請求書）〕（記載例）	16
	（図1）投票用封筒（外封筒）（例）	17
	（図2）送致用封筒（投票用封筒を郵送又は送致するための任意の封筒）（例）	18
	お知らせ（原稿）	
	投票上の注意（原稿）	

※文中、年号の表記のない月日については、「令和7年」を省略したものです。

第1 指定病院等における不在者投票の概要

1 一般的事項

(1) 選挙の期日等

塩谷町議会議員選挙の期日の告示の日は4月22日、選挙の期日（投票日）は、4月27日です。

(2) 投票できる者は、日本国民で次の要件を満たす者です。

- ① 塩谷町に現に住所を有し、令和7年1月21日以前にその者に係る住民票が作成され(転入者については1月21日以前に転入届がなされ)、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者
- ② 年齢満18歳（平成19年4月28日以前に生まれた者）であること

2 不在者投票に関する事項

(1) 指定病院等で不在者投票ができる者

- ① 今回の選挙において、指定病院等の長（不在者投票管理者）が入院（所）中の選挙人の依頼により、選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」という。）を請求し、当該指定病院等の中で選挙人が不在者投票をすることができるのは、次の場合です。

ア 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等の所在する投票区と異なる場合

イ 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区と同じ場合は、次の者に限られます。

- (ア) 選挙の当日、歩行が困難であると見込まれる者
- (イ) 選挙の当日、投票区外に外出すると見込まれる者
- (ウ) 選挙の当日、職務若しくは業務に従事すると見込まれる者、あるいは冠婚葬祭の主宰、親族の冠婚葬祭への出席が見込まれる者（行き先は投票区の内外を問わない。）
- (I) 選挙の当日、天災又は悪天候により投票所に行くことが困難と見込まれる者

ウ 選挙人が、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所にある場合

- ② 指定病院等に入院（所）中の選挙人は、①によるもののほか、次の方法でも不在者投票を行うことができます。

ア 選挙人が自ら、指定病院等の長を不在者投票管理者として不在者投票を行う旨申し立てて、塩谷町選挙管理委員会委員長（以下「塩谷町委員長」という。）に投票用紙等を請求し、当該指定病院等の中で不在者投票を行う方法

この場合、選挙人は、不在者投票を行う際に、指定病院等の長（不在者投票管理者）に対し、不在者投票証明書の入った封筒（塩谷町委員長が投票用紙等とともに交付する。）を提出する必要があります。

この方法による場合は、指定病院等の長の事務が異なることとなりますので、できる限り①の方法により行うよう選挙人を指導することが適当です。

イ 選挙人が自ら、塩谷町委員長に投票用紙等を請求し、現に所在し若しくは居住する市町村委員会の委員長を不在者投票管理者として不在者投票を行う方法

ウ 選挙人が、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者で、かつ、その障害の程度が一定以上の者又は介護保険の被保険者証に要介護５として記載されている者が「郵便等投票証明書」の交付を受けている場合で、郵便等による不在者投票を行う旨、塩谷町委員長あて申し出て投票用紙等を請求し、その現在する場所で投票用紙に記載し、自ら郵便等で塩谷町委員長に投票用紙等を送付する方法

(2) 不在者投票のできる期間等

- ① 選挙期日の告示の日の翌日から選挙期日の前日までであり不在者投票のできる時間は、この間午前８時３０分から午後５時まで（土曜日と同じ）です。

選挙期日の告示の日の翌日 令和７年４月２３日（水）

選挙期日の前日 令和７年４月２６日（土）

- ② 投票用紙等の請求は、不在者投票の開始日〔４月２３日（水）〕前においてもできますので、あらかじめ準備しておき、早めに請求してください。

なお、今回の選挙の不在者投票の開始日前に投票用紙等が郵送された場合であっても、不在者投票を行う日は、開始日以後に設定しなければなりません。

- ③ 投票の済んだ不在者投票は、指定病院等の長から塩谷町委員長に送致又は郵便等（速達扱いとする。）によって送付することになります。

なお、送致等を受けた塩谷町委員長は、当該投票を選挙の期日（４月２７日）の投票所閉鎖時刻までに選挙人の属する投票区の投票所に送致しなければなりませんので、送付の際には選挙の期日の前日（４月２６日）までに塩谷町委員長に届くよう努めてください。

(3) 投票用紙等

- ① 投票用紙等の色及び刷色は次のとおりです。

	投票用紙		投票用封筒（外封筒）		投票用封筒（内封筒）	
	用紙の色	刷色	用紙の色	刷色	用紙の色	刷色
塩谷町議会議員選挙	アサギ色	黒	薄茶色	黒	薄茶色	黒

- ② 投票用封筒は、外封筒と内封筒の二重制となっています。

第２ 不在者投票管理者の職務等

１ 不在者投票管理者とは

病院にあっては院長が、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所にあっては当該施設の長が、労役場及び監置場にあってはその施設が附置された刑事施設の長が、留置施設にあっては留置業務管理者が不在者投票管理者と

なります。ただし、指定病院等（刑事施設、労役場、留置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の院長、施設長等が候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることはできません。

2 不在者投票管理者の主たる事務

- (1) 不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定をします。
- (2) 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、第3及び第4に掲げる事務等の全般を管理執行します。

3 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の事項に留意し、公正かつ適切な事務処理を行ってください。

- (1) 不在者投票管理者は不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をしてはならないことになっておりますので、特にご注意ください。

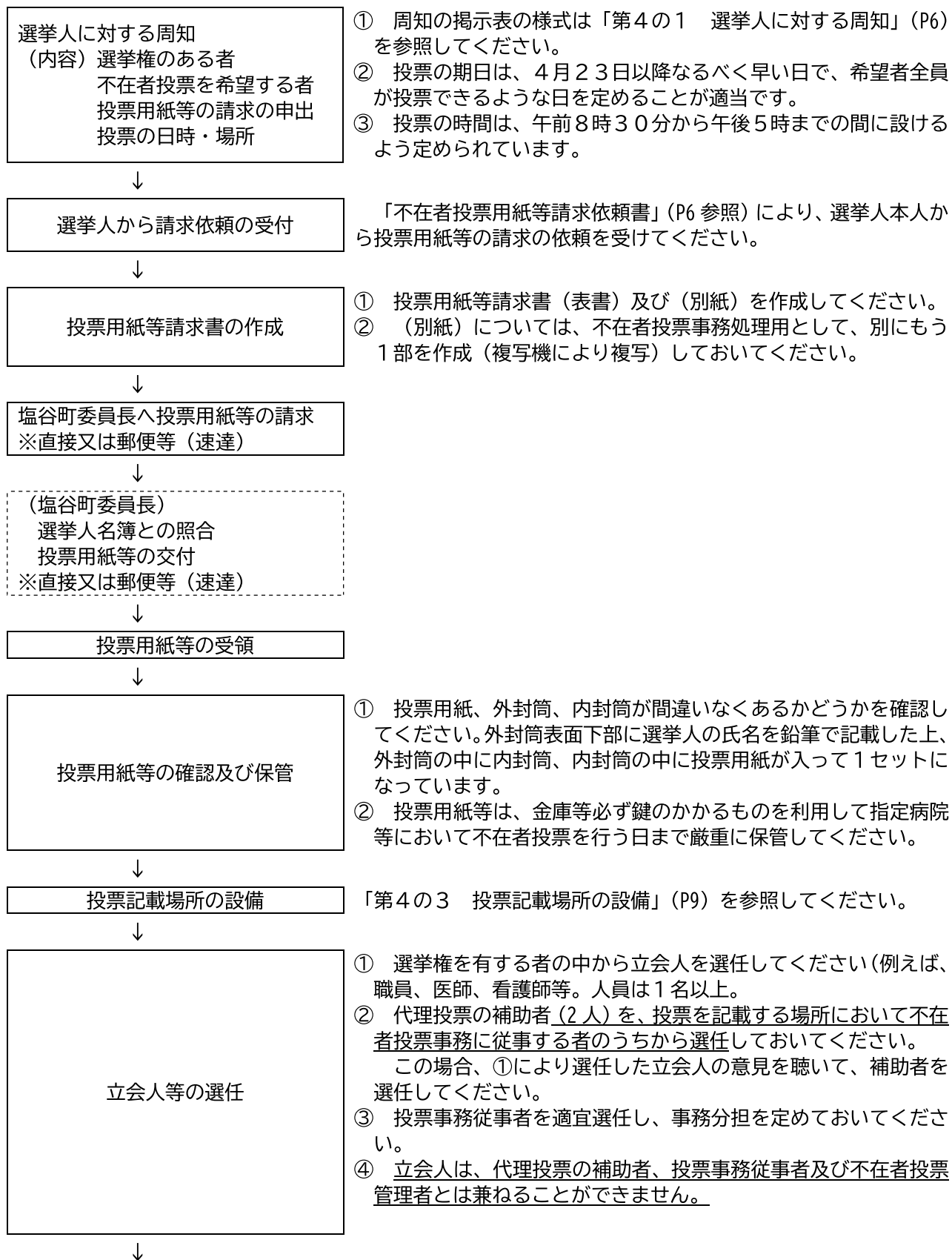
例えば、病院長が不在者投票の対象となる入院患者に対してその診療上の影響力を利用して選挙運動をする等の行為は、一般的に違反となります。

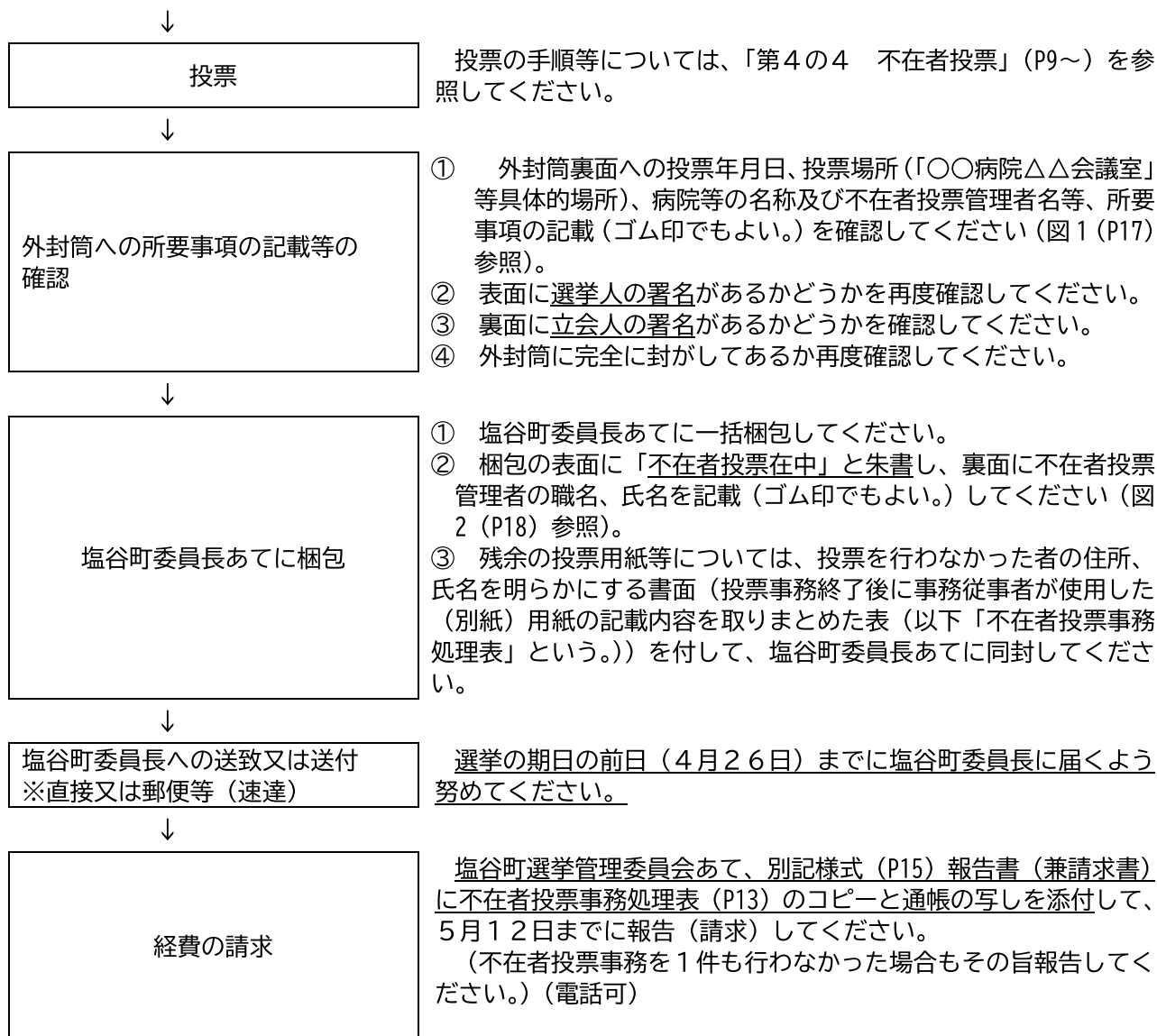
- (2) 不在者投票は投票日の前に選挙人に投票させる制度ですので、特にその取扱いは慎重にし、あらかじめ担当事務全体の処理について計画を立て、最も適切に事務の処理ができるように検討しておいてください。
- (3) 事務の管理、執行に当たっては、投票の秘密保持を期することはもとより、絶対に選挙人に威圧を加えるようなことのないようにしなければなりません。
- (4) 不在者投票管理者、立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等が適用されますので、これらの罰則に触れることのないように留意してください。

4 指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者

指定病院等の長が候補者となった場合、外国人である場合、事故により欠けた場合等においては、病院又は介護老人保健施設にあっては院長若しくは施設の長の職務を代理する医師又は歯科医師が、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設及び少年院にあってはその長、労役場、監置場にあってはその施設が附置された刑事施設の長又は留置施設にあってはその留置業務管理者の職務を代理する者が、不在者投票管理者となります。

第3 指定病院等における不在者投票事務の流れ





※様式については、塩谷町ホームページからダウンロードができます。

第4 指定病院等における不在者投票の方法等

以下の記載は、指定病院等の長が選挙人に代わって投票用紙等を請求し、不在者投票を行う場合についての具体的な手続を、主として記述したものです。

1 選挙人に対する周知

- (1) 指定病院等に入院（所）中の選挙人に対して、不在者投票の周知を図ってください。この際、別添のような掲示表（必要があれば拡大複写して所要事項を記入の上、御利用ください。）を作成し、院（所）内の適当な場所に何箇所か掲示するなど、適当な措置を講じてください。

なお入院患者（ショートステイを含む入所者）以外の者（例えば、医師、看護師、職員、付添人、通院（所）者など）は、この不在者投票はできません。

- (2) 投票の期日は、4月23日以降のなるべく早い日で希望者全員が投票できるような日を設定することが適当です。

- (3) 投票の時間は、午前8時30分から午後5時までの間に設けるように定められています。

2 投票用紙等の請求

- (1) 選挙人から指定病院等の長に対して行う投票用紙等の請求依頼

選挙人は、選挙の当日（4月27日）、第1の2の(1)「指定病院等で不在者投票ができる者」（P1）に該当する場合には、当該指定病院等の長に対して投票用紙等の請求を依頼することができます。この依頼は、別途配布する不在者投票用紙等請求依頼書（下記様式参照）に、選挙人本人に住所・氏名等を記載させることにより行うものです。（点字投票該当者（4の(3)②「点字投票」（P11）参照）又は代理投票該当者（4の(3)③「代理投票」（P11）参照）については、選挙人の依頼に基づき病院事務局等で記載しても差し支えありません。ただし、この場合は代理記載の旨及び代理記載をした者の氏名を請求依頼書の余白に記載してください。）また、点字で投票しようとする場合は、その旨申立てることになっていますので、請求依頼書2(1)の有を○で囲ませ、又は囲みます。

なお、この請求依頼書は、選挙の後も投票用紙等請求書（別紙）の用紙による不在者投票事務処理表（4の(4)「投票の事務処理」（P13）参照）と併せて、当分の間保存してください。

不在者投票用紙等請求依頼書	
令和7年4月27日執行の下記選挙について不在者投票をしたいので、投票用紙及び投票用封筒の請求を依頼します。	
令和7年 月 日	
	住所 _____
	氏名 _____
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
不在者投票管理者 様	記
1 選挙の種類	
(1) 塩谷町議会議員選挙	
2 点字投票の申立て（点字投票を希望する者は、有を○で囲むこと。）	
(1) 有	

(2) 指定病院等の長が行う塩谷町委員長への投票用紙等の交付請求

指定病院等の長は、選挙人から(1)の請求の依頼を受けたときは（選挙人の属する投票区が指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区と同じ場合は、第1の2の(1)①イ（P1）に該当する者に限る。）、直ちに塩谷町委員長に対し、塩谷町選挙管理委員会から交付された投票用紙等請求書（記載例（P7）参照）により、直接又は郵便等（速達）によって投票用紙等の交付を請求してください。

① 当該指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区の区域については、すでに交付されている資料（区域を示したもの）を参照してください。

② 投票用紙等の請求先

投票用紙等の請求先は、塩谷町委員長です。

塩谷町から別の市町村に住所を移転した場合は、一般的には塩谷町議会議員選挙の選挙権を有しなくなります。選挙権の有無が不明な場合等は塩谷町選挙管理委員会までお問い合わせください。

③ 投票用紙等の請求を申し出ながら、選挙人の事情等により実際に投票をしなかった選挙人の投票用紙等については、塩谷町委員長に返還することになりますが（6の(2)（P14）参照）、返還が極力発生しないよう、選挙人から請求の申出があった際に投票の意思を十分確認の上、請求するようにしてください。

(記載例)

投票用紙等請求書	
別紙記載の選挙人（塩谷マチほか 3名）は、令和7年4月27日執行の塩谷町議会議員選挙の当日、当 病院 にあるため、当 病院 において、投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別紙記載の選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。	
令和7年〇月〇日	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇一丁目1番1号
〔所在地〕	
〔病院等の名称〕	山川病院
	電話番号 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇
〔不在者投票管理者 （院長・施設長） の職・氏名〕	院 長 山川 一郎
〔請求書作成者 の職・氏名〕	総務課長 乙野 二郎
塩谷町選挙管理委員会委員長 様	※病院長等の押印は不要

(別紙)

令和7年4月27日執行

塩谷町議会議員選挙

〔指定病院等名称〕 山川病院

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	寮	投票を希望する選挙
	生年月日		
塩谷町大字〇〇1-1	塩谷 マチ		塩谷町議会議員
	大・ ☐ ・平 11・6・5		
塩谷町大字〇〇2-1	高原 山雄		塩谷町議会議員
	大・ ☐ ・平 22・3・4		
塩谷町大字〇〇3-1	尚仁 沢子	○	塩谷町議会議員
	大・ ☐ ・平 35・12・16		
塩谷町大字〇〇4-1	佐貫 岩男		塩谷町議会議員
	大・ ☐ ・平 30・10・10		

投票事務処理欄		
立会人氏名()		
投票事務従事者()		
塩谷町議会議員		代理投票補助者
用紙等交付	投票月日	氏 名
点字投票を希望する場合「○」		
投票用紙等を請求する場合は、この(別紙)を記載後1部コピーして手元に保管してください。		

【投票用紙等請求書の記載要領】

- ① 投票用紙等の請求書用紙は、「投票用紙等請求書」(表書)及び「(別紙)」(請求依頼をした選挙人の氏名等の記載用紙)の2種類です。
- ② 請求書用紙は「記載例」の要領で記載してください。
- ③ 点字投票の申立ての依頼を受けた場合には、この請求書の「(別紙)」の「点字」欄に○の記号を記載して請求してください。
- ④ 「投票用紙等請求書」(表書)用紙1枚及び「(別紙)」(所要枚数)をとじてください。
- ⑤ 「(別紙)」用紙については、不在者投票事務処理用として、もう1部を同時に作成するか、あるいは記載が終わった後に複写機により複写しておいてください。

(注) (別紙)用紙については、不在者投票事務処理表を兼ねる様式になっています。塩谷町委員長に対し投票用紙等を請求する際には、(別紙)用紙の「投票事務処理欄」の部分は空欄のままとなります。

塩谷町委員長は、指定病院等の長から(2)の請求を受けた場合は、選挙人名簿と対照し、当該選挙人について不在者投票の事由があると認めたときは、直ちに投票用紙等を指定病院等の長に直接交付し、又は郵便等(速達)をもって送付します。選挙の期日の告示の日以前に請求を受けたものについては、直接交付する場合は選挙の期日の告示の日の翌日以後に、郵便等をもって送付する場合には、塩谷町選挙管理委員会が定める日以降に送付します。

- (3) 指定病院等の長は、塩谷町委員長から投票用紙等の交付を受けたときは、これを厳重に保管しておき、選挙人が投票する際に投票記載場所において交付する取扱いとしてください。

形式上は、請求の依頼をした選挙人に対し投票用紙等を直ちに交付し、選挙人は投票するときに改めてこれを不在者投票管理者に提示して、何も書いていないことを確認の上、投票することになっていますが、事前に投票用紙等を選挙人に交付した場合、選挙人が投票記載場所以外の場所で投票用紙に候補者の氏名等を記載するおそれがあり、その場合、当該投票は、当該投票は無効となってしまうので上記の取扱いとするものです。

なお、塩谷町委員長から送付する投票用紙等には、外封筒表面最下部（投票区、名簿番号、男女別記載欄の下）に選挙人の氏名を鉛筆で記載してあり、外封筒の中に内封筒、内封筒の中に投票用紙が1セットとなっています。

3 投票記載場所の設備

- (1) 指定病院等の長は、あらかじめ投票記載場所の設備をしておかなければなりません。

この際、投票記載場所は、投票の秘密を保持し、投票における不正手段を防止するための設備をしなければならないこととされているので、指定病院等においても、市町村における投票所の記載場所と同程度の設備をする必要があります。

- ① 選挙人の多少により、事務従事者及び記載台の数は、適宜配置してください。
 - ② 記載台には、鉛筆3本程度を用意してください。
 - ③ 記載台の前面及び側面が、外から見透かせるガラス窓等である場合は、カーテン等で投票の秘密が守られるよう措置してください。
 - ④ 立会人（4の(1)参照）は、常に1名以上着席していなければなりません。また、立会人は投票事務の補助を行ってはなりませんし、代理投票の補助者となることもできません。
- (2) 指定病院等における不在者投票の場合は、投票を行う場所内に候補者の氏名等を記載したものを掲示することができないこととなっていますので、投票を行う会議室等内には、絶対にこれらの候補者の氏名等を記載した“はり紙”等を掲示しないでください。また、候補者の氏名等が記載された文書（例えば表彰状）が掲示してあるときは、あらかじめ撤去しておいてください。

なお、候補者の氏名等を確認したい選挙人がある場合には、投票を行う部屋の外で新聞等で確認してもらい、再度入室させるような措置を講じてください。

4 不在者投票

- (1) 立会人の選任

指定病院等の長は、選挙人が不在者投票を行うときは、必ず選挙権を有する者（日本国民で年齢満18年以上であればよく、当該選挙の選挙権を有する必要はない。）を少なくとも1人は立ち合わせなければなりません。

(注) 不在者投票管理者（管理者が不在のため事実上管理に当たっている者を含む。）、事務従事

者及び代理投票の補助者は、立会人と兼ねることができません。

なお、立会人は施設関係者以外の方（例：地域の方、民生委員、市町選挙管理委員会が選定した者等）を選定するよう努めてください。

（２）投票の進め方

選挙人は、塩谷町議会議員選挙の期日の前日（４月２６日）午後５時までに（なるべく早目がよい。）、指定病院等の長から、原則としてその管理する投票記載場所（３の（１）で述べた場所）において、投票用紙等の交付を受け、投票を行います。具体的な投票の進め方は次のようになります。

① 投票用紙等の交付

ア 事務従事者（Ａ）は、選挙人に投票用紙等を交付する際に、必ず本人かどうかの確認をして、外封筒表面最下部に当該選挙人の氏名が記載されているものを交付してください。

また、交付の際には、この投票用紙には候補者１人の氏名を記載する旨を必ず説明してください。

イ 事務従事者（Ａ）は、当該選挙人に投票用紙等を交付したときは、投票用紙等請求書（別紙）の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る塩谷町議会議員選挙の「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載してください（（４）「投票の事務処理」（記載例）（P13）参照）。

② 投票用紙等への記載等（記載台）

ア 投票用紙には、候補者１人の個人名を記載します。

イ **内封筒**に投票用紙を入れ封をします。

なお、内封筒については、封の部分のシールをはがして封をしますので、のり付けは不要です（以下同じ）。

ウ **外封筒**に封をした**内封筒**を入れ封をします。

エ 外封筒の表面の「投票者」欄に**署名**（代理投票の場合を除き必ず**自書**する。）します（図１（P18）参照）。

※ 点字投票の場合は、外封筒の表面の「投票者」欄に先に点字で署名し、次いで投票用紙に点字で記載します。

③ 署名及び封の確認並びに受領

ア 事務従事者（Ｂ）が投票を確認して受領します。

イ 選挙人の署名が漏れていた場合や外封筒の封がなされていなかった場合は、記載台に戻って補正させることとしてください。

ウ 投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については、必ず投票用紙等を返還させてください。

④ 不在者投票管理者に関する記載等

外封筒裏面に投票年月日、（具体的な）投票場所並びに不在者投票管理者の職及び氏名を記載（ゴム印等でもよい。）してください（図１（P17）参照）。

⑤ 立会人の署名

外封筒裏面の「立会人」欄に投票に立ち会った立会人が署名（必ず自書する。）します（図

1 (P17) 参照)。なお、この署名は、投票が済んだ後、投票を行った場所内で一括して行っても差し支えありません。

(3) 投票の記載上の留意事項

① 特に重病人で病院等内でも移動困難な者については、不在者投票管理者の管理及び立会人の立会いの上、病床等で投票させても差し支えありません。ただし、この場合には特に投票の秘密が侵されないように十分に配慮してください。

② 点字投票

点字投票の申立てを行った盲人である選挙人には、点字投票用の投票用紙を交付しますが、この投票用紙は、一般の投票用紙より厚い紙（青色の用紙に黒字）を使用し、用紙の右上から右下にかけてエンボス式により選挙の種別を点字表示するとともに、表面に「点字投票」である旨の表示がなされています。

なお、点字投票の場合は、選挙人に、まず外封筒に点字により署名させ、次いで投票用紙に候補者の氏名を点字により記載させ、この投票用紙を内封筒に入れて封をさせ、さらにこれを先に点字で署名しておいた外封筒に入れて封をさせ、事務従事者に提出させるようにしてください。

③ 代理投票

心身の故障その他の事由のため、自ら候補者の氏名を記載することができない選挙人は、申請により代理投票を行うことができますが、具体的な手続は以下のとおりです。

ア 代理投票を行う旨の選挙人の申請

心身の故障その他の事由のため、候補者の氏名を記載することができない選挙人は、投票用紙の交付を受ける際に、代理投票を行いたい旨、自ら事務従事者（A）に申請します。

イ 代理投票の許容

不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて代理投票の許容（代理投票の事由があると認めて、代理投票を行わせること。）の可否について決定します。

（許容することと決定した場合には、以下ウからカまでの手続によります。許容しないことと決定した場合には、④の手続によります。）

ウ 代理投票の補助者への指示

不在者投票管理者（事務従事者（A）でも可）は、あらかじめ選任しておいた代理投票の補助者（以下「補助者」という。）2人に、当該選挙人が代理投票を行う旨伝えます。

補助者の選任は、立会人の意見を聴いて、不在者投票事務に従事する者のうちから不在者投票管理者が行います。

なお、この選任は、代理投票の都度行っても、あらかじめ行っても差し支えありませんが、あらかじめ行うのが適当でしょう。また、補助者に対しては、あらかじめ（選任した時）、代理投票の手続について説明を行っておいてください。

エ 投票用紙等の交付

(ア) 事務従事者(A)は、補助者に対し、投票用紙等を交付します。

(イ) 事務従事者(A)は、投票用紙等を交付した時は、(別紙)の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載するとともに、「代理投票補助者氏名」欄に補助者2名の氏名を必ず記載してください(「(4)投票の事務処理」(P13)参照)。

オ 投票用紙等への記載等(記載台)

(ア) 補助者2名は、当該選挙人と記載台まで同行し、選挙人が指示する1人の候補者の氏名を1人の補助者が投票用紙に記載し、他の1人の補助者がそれを確認します。なお、選挙人に候補者の氏名を指示させるに当たっては、口頭で告げさせるのが原則ですが、選挙人の意思が確認できる限り、紙片等の提示でも差し支えありません。ただし、補助者が候補者の一覧表を示すとか、あるいは候補者の氏名を告げて、その中から特定の候補者を指示させるようなことはしてはなりません。

(イ) 投票用紙に記載した方の補助者は、投票用紙を内封筒に入れ封をし、さらにそれを外封筒に入れ封をし、外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載し、事務従事者(B)は、これを確認の上、受領します。

カ 以下、前記「(2)投票の進め方」の手順④～⑤(P11)に同じです。

④ 代理投票の仮投票

代理投票を申請した選挙人がある場合、不在者投票管理者においてその事由がないと認めたときは、立会人の意見を聴いて、代理投票の拒否を決定することができます。

なお、次のような状況があった場合は、塩谷町選挙管理委員会に照会の上、「代理投票の仮投票」を行わせることになります。

ア 不在者投票管理者が代理投票を拒否したことについて、選挙人に異議がある場合

イ 不在者投票管理者が代理投票を許容したことについて、立会人に異議がある場合

この場合は、不在者投票管理者は、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者(以下「代理記載人」という。)に外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載させるほか、外封筒表面左下の「(代理投票の仮投票の場合の代理記載人)」欄に当該代理記載人の氏名を記載させることになります(図1(P17)参照)。

(4) 投票の事務処理

投票用紙等の請求を行った際に、不在者投票事務処理用としてもう1部作成した投票用紙等請求書(別紙)用紙を利用して、次の要領で投票の事務処理を行うとともに、投票の記録として当分の間保存してください。

① 「用紙等交付」欄の記載については、投票用紙等を交付した場合は、「レ」の記号を記載します。なお、投票用紙等を交付しなかった場合は、「用紙等交付」欄に「交付せず」と記載します。また、投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については投票用紙等を必ず返還させ、「レ」記号を×印で抹消し、「投票月日」欄に「投票せず」と、死亡等により

投票を行わなかった場合は「交付せず」と記載します。

- ② 代理投票を行った場合は、補助者2名の氏名を「代理投票補助者氏名」欄に記載します。
 - ③ 代理投票の仮投票を行った場合（極めてまれなケースです。）は、②と同様補助者2名の氏名を記載するほか、投票用紙等に記載を行った補助者（代理記載人）の氏名を○で囲んでください。ただし、通常の代理投票の場合は、この必要はありません。
 - ④ 投票事務終了後、使用した（別紙）用紙の記載内容を取りまとめた不在者投票事務処理表を記載例のように作成し、保存してください。
- ※ この不在者投票事務処理表のコピーの全てを、不在者投票の事務に要した経費の報告（請求）の際に添付していただくことになります。

(別紙)				投票事務処理欄		
令和7年4月27日執行 塩谷町議会議員選挙				立会人氏名（ 海山 三男 ） 投票事務従事者（ 乙野 二郎 他○名）		
〔指定病院等名称〕 山川病院				塩谷町議会議員		代理投票補助者
選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名 生年月日	宗	投票を希望する選挙	用紙等交付	投票月日	氏名
塩谷町大字〇〇1-1	塩谷 マチ		塩谷 投票を行わなかった場合	レ	4/24	投票した場合、必ず投票した月日を記入
	大・昭・平 11・6・5					
塩谷町大字〇〇2-1	高原 山雄		塩谷町議会議員	X	投票せず	
	大・昭・平 22・3・4					
塩谷町大字〇〇3-1	尚仁 沢子	○	塩谷町議会議員	交付	せず	
	大・昭・平 35・12・16					
塩谷町大字〇〇4-1	佐貴 岩男		塩谷町議会議員	レ	4/24	丙川 花子 甲山 三郎
	大・昭・平 30・10・10					

5 投票の送付

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合は、投票用封筒（外封筒）の裏面に投票をした年月日及び投票の場所を記載（ゴム印等でもよい。）し、不在者投票管理者（指定病院等の長）の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）するとともに、立会人に署名（この場合は、必ず自書させる。）させ、記載漏れがないか等再度点検した上で、他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中している旨を明記（「不在者投票在中」と朱書する。）し、さらに裏面には不在者投票管理者の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）して、直ちに塩谷町委員長に直接送致し、又は郵便等（速達）で送付してください（図2（P18））。

6 汚破損及び残余の投票用紙等の処理

- (1) 選挙人が誤って投票用紙等を汚損又は破損した場合は、塩谷町委員長に申し出て、当該汚損又は破損した投票用紙等と引き替えに、新しい投票用紙等の交付を受けてください。
- (2) 投票用紙等の請求を申し出ながら、選挙人の事情又は退院等により不在者投票を行わなかった選挙人の投票用紙等については、当該選挙人の住所及び氏名を明示する書面（不在者投票事務処理表のコピーでもよい。）を添付して、塩谷町委員長に返還してください。
この場合、投票用紙等には決して何も記載しないでください。
- (3) 投票用紙等の請求を申し出た選挙人が、投票前に他の指定病院等に移った場合にも、投票用紙等は新しい指定病院等に回付せずに、必ず塩谷町委員長に返還してください。

5 その他

- 1 指定病院等における不在者投票については、投票記載場所内での候補者の氏名等の掲示の制度がないので、新聞等は投票記載場所内に絶対に持ち込まないようにしてください。

したがって、新聞等候補者の氏名等を確認できるものは投票記載場所の外に置き、選挙人の請求に応じ便宜を供するようにしてください。

2 経費の請求

- (1) 不在者投票に要した経費（郵送料及び不在者投票事務費）は、5月12日（月）までに報告書（兼請求書）（別記様式）に、全ての不在者投票事務処理表のコピーと通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義が印字されているページのみ）を添付し、塩谷町長あてに報告（請求）してください。
（〒329-2292 栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生955番地3
塩谷町選挙管理委員会あて送付願います。）。
- (2) 上記の経費は、「国会議員の選挙時の執行経費に関する法律」の定めにより、実際に不在者投票をした選挙人1人について1,073円を交付いたします。
なお、投票用紙等を請求しても、投票しなかった者については、経費は交付されませんので御注意ください。

別記様式

報告書（兼請求書）

金 円也

ただし、令和7年4月27日執行の塩谷町議会議員選挙における不在者投票事務に要した郵送料及び事務費

〔内 訳〕（1, 073円×不在者投票者人数 人）

※ 実際に不在者投票をした
人数を記入してください。

上記のとおり報告（請求）いたします。

令和7年 月 日

塩谷町長 様

病院等の名称	
所在地	〒 ー 電話 ()
不在者投票管理者 (病院等の長) の職・氏名・印	※理事長は不在者投票管理者ではありません（下記参照）。 職名 氏名 印

使用する印は、
法人の理事長
印や病院・施設
の印ではなく、
施設長印（施設
長の私印でも
可）を押印して
ください。

※病院にあつては院長、老人ホームにあつては施設長が不在者投票管理者となります。
法人の理事長ではありません。

支払金融機関

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店 支所 出張所	口座 番号	普通 当座
フリガナ				
口座名義				

5月12日を目途に報告願います。

報告担当者
職・氏名

【委任状】〔請求者（不在者投票管理者）と振込先口座名義が異なる場合に記入〕

上記不在者投票特別経費の受領を下記のものに委任します。

病院等名	
請求者 職・氏名	印

受領者（口座名義人）

（注1）投票用紙等請求書（別紙）用紙による不在者投票事務処理表のコピーを併せて添付してください。

（注2）病院等の名称・所在地等は、必ず正式名称等を記入してください。

（注3）支払金融機関名等は、必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。

また、口座名義にはフリガナを付してください。振込先の確認のため、通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義が印字されているページのみ）の添付をお願いします。

報告書（兼請求書）

金 2, 146 円也

ただし、令和7年4月27日執行の塩谷町議会議員選挙における不在者投票事務に要した郵送料
及び 事務費

〔内 訳〕（1, 073円×不在者投票者人数 2 人）

実際に不在者投票をした人数を記入して下さい。

記載例の1番目塩谷マチさん、2番目高原山雄さんが投票を行い、3番目の尚仁沢子さんは投票をしなかったため、実際の不在者投票をした人数は2人となります。

上記のとおり報告（請求）いたします。

令和7年4月30日

塩谷町長 様

病院等の名称	社会福祉法人〇〇会 特別養護老人ホーム 〇〇園
所在地	〒329-2221 栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生〇〇番地 電話 0287 (45) 〇〇〇〇
不在者投票管理者 (病院等の長) の職・氏名・印	※理事長は不在者投票管理者ではありません（下記参照）。 職名 施設長 氏名 栃木 太郎 栃木 ← 印

使用する印は、
法人の理事長
印や病院・施設
の印ではなく、
施設長印（施設
長の私印でも
可）を押印して
ください。

※病院にあっては院長、老人ホームにあっては施設長が不在者投票管理者となります。
法人の理事長ではありません。

一致していれば【委任状】不要

支払金融機関

金融機関名	〇〇 銀行 信用金庫 農業協同組合 〇〇 支店 支所 出張所 口座番号 普通 当座 〇〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	シャカイフクシホウジン〇〇カイ リジチョウ センキョ タロウ
口座名義	社会福祉法人〇〇会 理事長 選挙 太郎

5月12日を目途に報告願います。	報告担当者 職・氏名	経理係長 山川 次郎
------------------	---------------	------------

【委任状】〔請求者（不在者投票管理者）と振込先口座名義が異なる場合に記入〕

一致する

上記不在者投票特別経費の受領を下記のものに委任します。

病院等名	特別養護老人ホーム 〇〇園
請求者 職・氏名	施設長 栃木 太郎 栃木 ← 印
受領者（口座名義人）	社会福祉法人〇〇会 理事長 選挙 太郎

※【委任状】は、請求者（不在者投票管理者）と振込先口座の名義が異なる場合のみ記入してください。一致している場合は記入不要です。

(図1) 投票用封筒(外封筒)(例)

表	裏			
令和7年4月27日執行 塩谷町議会議員選挙 不在者投票 (外封筒) 注意 (代理投票の仮投票の場合の代理記載人 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。) 塩谷町選 挙管理委 員会之印 投票者 塩谷マチ <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>				投票年月日 令和〇年〇月〇〇日 投票場所 山川病院第一病棟第一会議室 不在者投票管理者 選挙管理委員会委員長 山川病院院長 立会人 海山三男 山川一郎 山川一郎

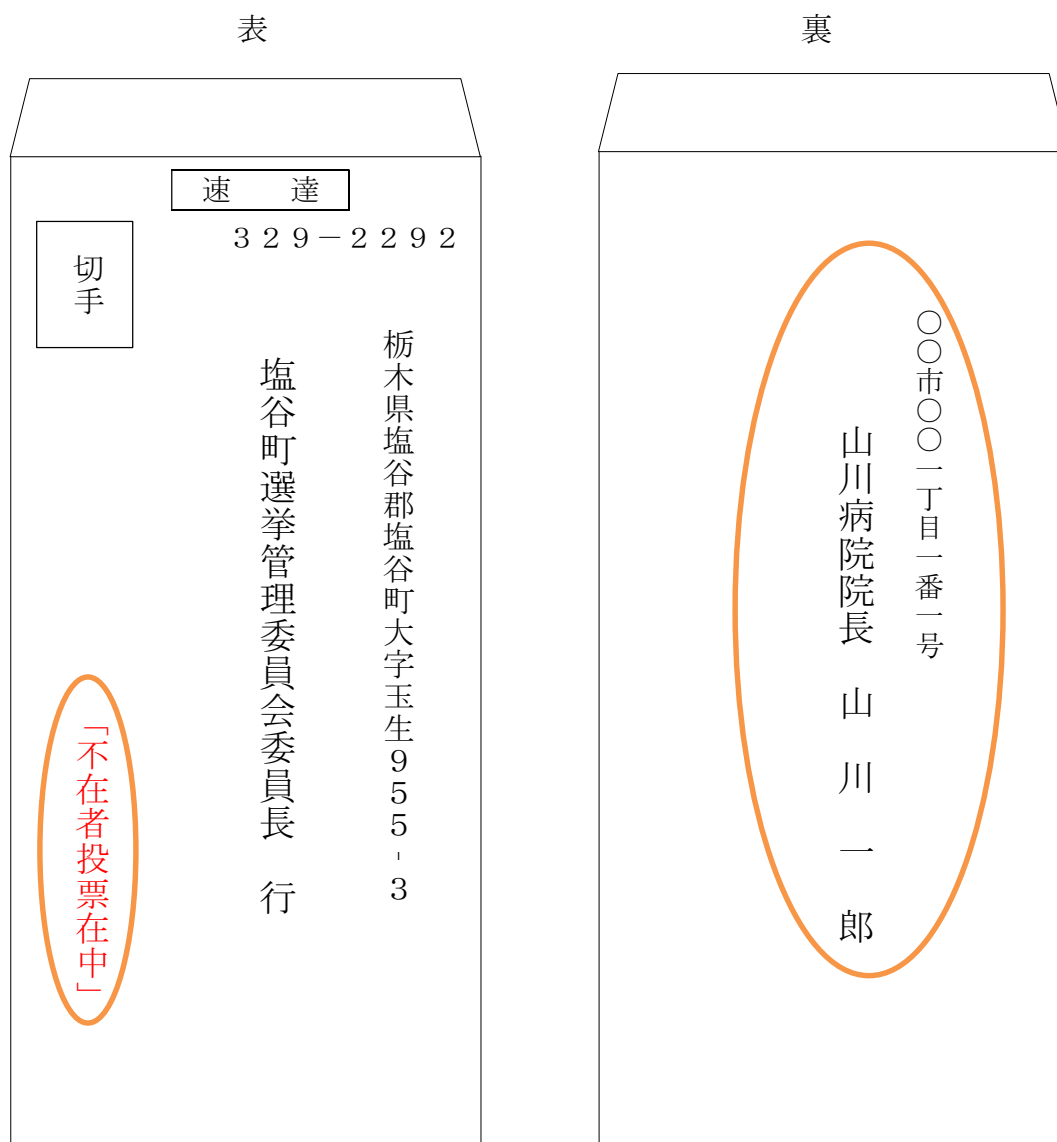
必ず本人に書かせること(署名)

必ず記入又は記載すること(ゴム印可)

代理投票の仮投票を行った場合のみ記載する。
(手引(P12)「④代理投票の仮投票」参照)
(※単なる代理投票の場合は記載しない。)

代理投票の場合は、投票用紙に候補者名を記載した補助者が「選挙人」の名前を書くこと。

(図2) 送致用封筒(投票用封筒を郵送又は送致するための任意の封筒)(例)



朱書すること。
※郵便によらない場合も
必ず記載すること。

不在者投票管理者の
職・氏名を記入するこ
と(ゴム印可)。